

(応 2-6-1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準

- 1 実施機関  
市町
- 2 実施基準等

(令和6年2月1日現在)

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額		
災害弔慰金	(1) 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上発生した災害 (2) 都道府県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある災害 (3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの (4) 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	市町の住民のうち当該災害により死亡（災害後3カ月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族		
		区 分	死亡者1人当りの支給限度額	
		死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円	
		上記以外の場合	250万円	
災害障害見舞金	災害弔慰金と同じ	負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に障害がある住民		
		区 分	障害者1人当りの支給限度額	
		被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円	
		上記以外の場合	125万円	
災害援護資金	県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある自然災害	市町の住民のうち県内で次の被害を受けた世帯の世帯主		
		被害の種類及び程度	1世帯当りの貸付限度額	
			世帯主の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合
		家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合	150万円	
		家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の半壊以上の損害がない場合	250万円	150万円
		住居が半壊した場合	270万円	170万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円
		住居が全壊した場合	350万円	250万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	—	350万円
住居の全体が滅失した場合	—	350万円		

(令和6年2月1日現在)

種類	支給・貸付けの制限	貸付けの条件	県の助成
災害 弔 慰 金	(1) 死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの  (2) 警察表彰規則、消防表彰規程、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合  (3) その他市町長が支給することが適当でないと認める場合		要する費用につき、その3/4を補助する。
災害 障 害 見 舞 金	災害弔慰金と同じ		災害弔慰金と同じ
災害 援 護 資 金	次の所得の合計額が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ただし、住居が滅失した場合にあっては、1270万円  (1) 総所得 (2) 退職所得 (3) 山林所得 (4) 土地等に係る事業所得 (5) 長期譲渡所得 (6) 短期譲渡所得	(1) 貸付利率 ・据置期間無利子 ・据置期間経過後 年3%以内 で条例で定める率  (2) 償還方法 ・償還期間 10年 ・据置期間 3年(特別の場合5年) ・償還方法 年賦、半年賦又は月賦償還(元利均等償還)	市町(神戸市を除く。)が貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を市町に貸し付ける。

(応 2 - 6 - 2) 災害援護金等の支給基準 (災害援護金等の支給に関する規則)

1 実施機関

県 (市町は、被災者への支給について協力する。)

2 支給基準等

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

種類	災害発生 の 所	災 害 の 規 模	
災害 援護 金	県 の 区 域 内	自 然 災 害	(1) 1 の市町の区域内の被害数が 5 以上あるとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
		そ の 他 の 害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
死亡 見 舞 金	県 の 区 域 内	自 然 災 害	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
		そ の 他 の 害	(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
	県 の 区 域 外 ( 国 内 に 限 る )		(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者 (県民に限る。) が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。

種類	支給対象	支 給 額		
災害 援 護 金	県の区域内に住 所を有する被災 世帯主及び重傷 の被災者	災害の種類別	被 害 の 種 別	災 害 援 護 金 の 額
	当該救助が実施 された市町の区 域内に住所を有 する被災世帯主	自 然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 200,000円
知事が特に必要 があると認める 災害による被災 世帯主及び重傷 の被災者	住家の半壊又は半焼		" 100,000円	
	住家の床上浸水		" 50,000円	
	住家の一部損壊 (損害割合10%以上)		" 50,000円	
	重傷の被災者		1人につき 30,000円	
死 亡 見 舞 金	当該災害による 死亡者の遺族  (但し、法に 基づく災害 弔慰金の支 給対象とな った死亡者 の遺族を除 く。)	災害の種類別	災 害 の 発 生 し た 場 所	死 亡 見 舞 金 の 額
	知事が特に必要 があると認める 災害による死亡 者の遺族			
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円		
	県の区域外	死亡した県民1人につき 200,000円		
	そ の 他 の 災 害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000円	
			死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円	
	県の区域外	死亡した県民1人につき 100,000円		
	備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 県の区域内の学校に在学する者 (4) その他これらに類する者			

(応 2 - 6 - 3) 生活福祉資金の貸付基準

1 実施機関

県社会福祉協議会

2 貸付条件等

(1) 対 象

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

(2) 福祉資金の種類（災害関係分抜粋）

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

種類・用途		貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要な資金	150 万円	1 年以内	7 年以内
	生業のために必要な経費	低所得世帯 280 万円	6 月以内	7 年以内
		障害者世帯 460 万円	6 月以内	9 年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が、 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年以内 580 万円	6 月以内	8 年以内
	住宅の補修等に必要な経費	250 万円	6 月以内	7 年以内
	負傷又は疾病の療養、介護サービス・障害者サービス等に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間、介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは 170 万円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円	6 月以内	5 年以内
緊急小口資金	10 万円以内	2 月以内	1 年以内	

- (注) 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、福祉費の「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」及び「住宅の補修等必要な経費」の貸付対象とはならない。
- 2 償還方法は年賦、半年賦、月賦とする。
- 3 利子は年1.5%、ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子とする。
- 4 償還期間には据置期間を含めない。